

令和2年4月

新型コロナウイルスにより影響を受けた皆様へ

このたびの新型コロナウイルスにより影響を受けた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

J A 共済では、新型コロナウイルスにより影響を受けたご契約者様・ご利用者様に対して、以下の取扱いを実施しております。

1. 共済掛金の払込猶予期間の延長、継続契約の締結手続きおよび共済掛金の払込みの猶予について

取扱い内容	<p>【長期共済】 共済掛金の払込猶予期間を最長で令和2年9月16日まで延長します。</p> <p>【短期共済】 共済掛金の払込猶予期間、継続契約の締結手続きおよび共済掛金の払込みの猶予を最長で令和2年5月16日まで延長します。</p>
-------	--

2. 共済証書貸付の金利免除について

新規の共済証書貸付について、次のとおり金利免除を行います。

金利	年利 0.0%
上記金利適用期間	貸付期間と同じ（貸付日から最長1年間）
受付期間	令和2年5月31日まで
適用借入申込日 (適用借入請求日)	令和2年3月16日から令和2年5月31日まで

詳細につきましては、当 J A までお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

J A ほくさい 共済部
電話番号 048 - 561 - 5000

